

大正区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市大正区役所住民 情報業務等委託	その他	株式会社パソナ	162,915,001円	令和2年3月17日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市大正区役所住民情報業務等委託

2 契約の相手方

株式会社 パソナ 常務執行役員 人材派遣・BPO 事業本部
パブリック本部長 出町 奈央子

3 随意契約理由

本業務は、大正区役所窓口サービス課（住民情報・戸籍）における住民情報業務（窓口処理業務・郵送等処理業務）、手数料の徴収・収納業務、その他関連業務について、個人情報の保護に十分留意したうえで委託することで、柔軟性を備えた運用体制の確立と効率化、作業品質の確保と安定した業務運営の維持を図り、業務運営コストの低減と行政サービスの向上を目的とするものであるが、行政サービスの民間活用では、いかに行政サービスにかかるコストを下げるかという点もさることながら、むしろ、民間ならではの創意工夫・ノウハウを活用して行政サービスの質をどう高めるかという点がなにより重要であり、「行政サービスの民間活用」全般の所管省である総務省の研究会においても、同様の見解が示されている。

本業務においても、住民情報窓口サービスの質の向上を図るためには、行政側が想定するよりもさらに高い達成目標の提示やその実現のための創意工夫・ノウハウの活用を民間事業者から引き出し、もって、これまで以上に「窓口運営の質」の向上につなげていくことが重要であることから、公募型プロポーザル方式を採用した。

上記の契約の相手方は、今回の選定会議による審査において、標準点を超える結果であったことを受け、企画提案内容からも委託業者として適当と認め、契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所窓口サービス課 住民登録グループ （電話 06-4394-9963）